

# 北見市交通バリアフリー基本構想

すべての人が安心して歩ける  
環境づくりを目指して



平成15年

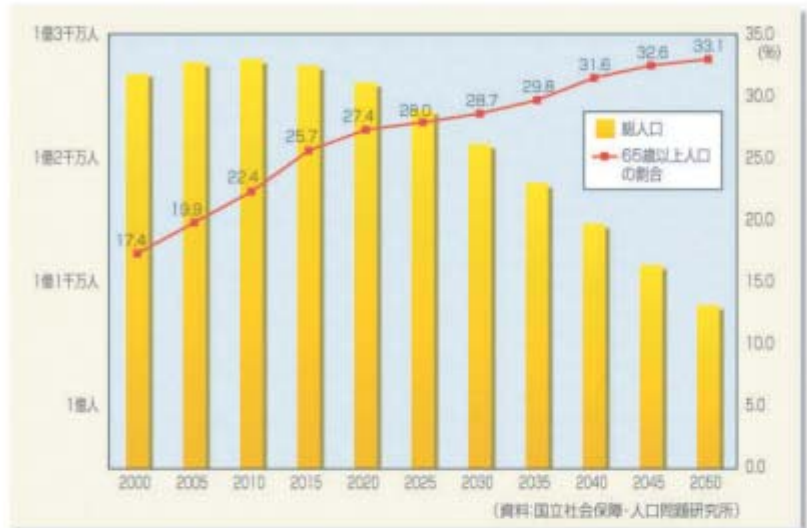
北見市

わが国では急速な高齢化が進んでおり、国の推計によると2015年(平成27年)には国民の4人に1人(25%)が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会の到来が見込まれています。

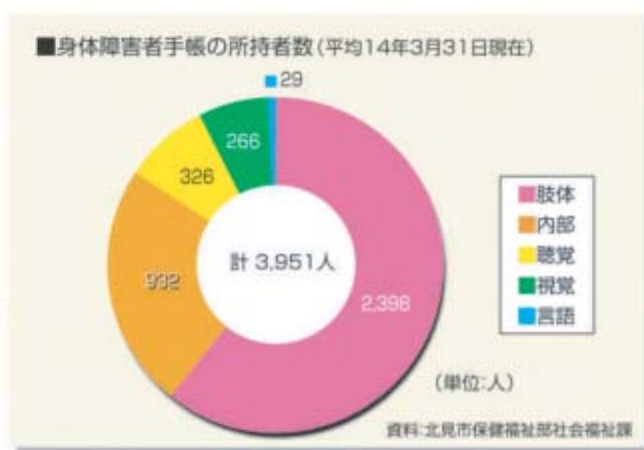
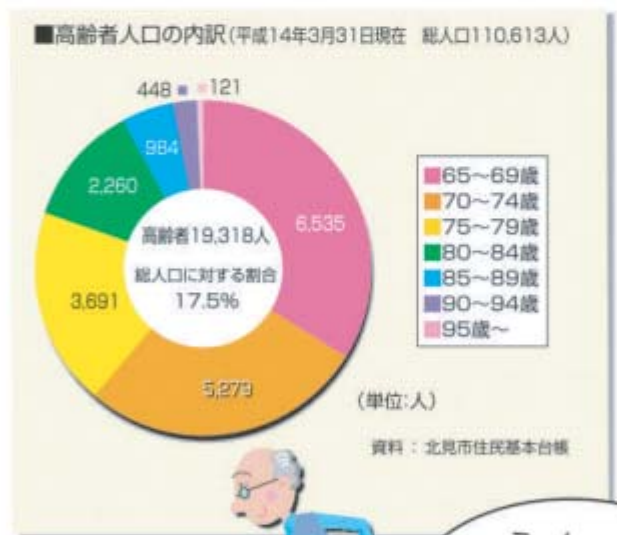
また、障害者が、障害を持たない人と同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」という考え方も広まってきています。

こうした中、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが安心して安全・快適に移動できるよう交通環境のバリア(障害を)フリー(取り除く)化が求められています。

### ●日本の総人口と65歳以上人口割合の推計



### ●北見市の高齢者と身体に障害のある人の状況



## 交通バリアフリー法とは？

### 法律の主旨

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

- 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。
- 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

※2010年(H22)までに実施する

### 基本方針 (主務大臣)

- ・移動円滑化の意義及び目標
- ・移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項等
- ・市町村が作成する基本構想の指針

### 公共交通事業者が 構すべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

旅客施設を新設する際の基準適合義務

車両を導入する際の基準適合義務

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

### 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

#### 基本構想 (市町村)

- ・駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項等

#### 公共交通特定事業

- ・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

#### 道路特定事業

- ・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施  
〈構造基準への適合〉

#### 交通安全特定事業

- ・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

#### その他の事業

- ・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- ・駐車場、公園等の整備 等

(注) 市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

ア、1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。

イ、当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用数がアの旅客施設と同程度と認められる旅客施設。

ウ、その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設。

### 交通バリアフリー法の仕組み

## 北見市交通バリアフリー基本構想の考え方

交通バリアフリー法では、交通機関の利用や歩行などの外出行動において何らかのハンディキャップを持っている人(交通困難者、移動制約者)を主な対象者としています。

本構想では、**ノーマライゼーション**、**ユニバーサルデザイン**の考え方も含め、「誰もが安心して歩ける環境づくり」を目指して、交通面のバリアフリー化を図ります。

**ノーマライゼーション**とは、「当たり前化」という概念。

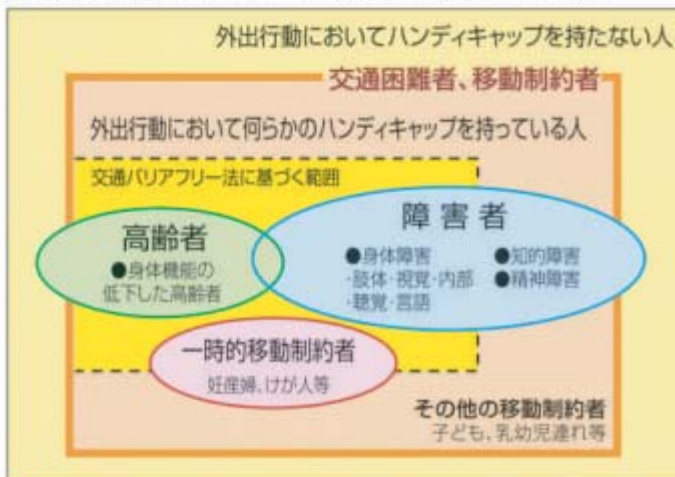
高齢者も若者も、障害を持つ人も持たない人も、すべての人が人間として当たり前の生活と権利を社会として保障するという考え方です。

**バリアフリー**とは、障害のある人が社会生活を営んでいく上で、障害(バリア)となるものを取り除く(フリー)ことです。

**ユニバーサルデザイン**とは、「すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつ」ということを発想の起点として、すべての人が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。

**バリアフリー**と**ユニバーサルデザイン**はほとんど同じ意味で使われることが多いですが、大きく分けると、施設を使いやすく改良することが「**バリアフリー**」、最初から誰にでも使いやすいよう考えて作ることが「**ユニバーサルデザイン**」と言えます。

### 北見市交通バリアフリー基本構想の対象とする範囲



# 交通バリアフリーって どういうこと?

バリアフリーとは障害(バリア)となるものをなくす(フリー)ことよ  
 ー歩行空間のバリアフリーメニューについて紹介します。ー

**これならOK!**

平らだと移動も安心!

全体を平らに  
段差も2cmに  
ゆるやかな勾配で  
より良い

**【横断歩道部】**  
歩道の段差や勾配がきつい場所について、車イス利用者などが移動しやすくします。

**これがバリア!**

勾配がきつくて  
信子持ちも  
たいへん

段差があると  
のぼれないわ

カツ

**これがバリア!**

この高さじゃ  
届かないな

低い位置なら  
子どもでもOK!

**【送迎機】**  
送迎機の押しボタンの高さを誰もが利用しやすい高さにします。また必要ところに音響式送迎機を設置していきます。

**これならOK!**

平らな部分ができると  
とっても楽になるよ

平らな部分を  
2m以上確保

**【車の出入り口】**  
車が出入りする部分の歩道の積みや波打ちをなくして、車イスでも通行しやすくします。

**これがバリア!**

こういうところは  
通りにくいなあ

**これがバリア!**

どっちに  
進めば  
いいのかな

**これならOK!**

誘導ブロック  
があれば  
安心だね

**【視覚障害者誘導用ブロック】**  
視覚障害者誘導用ブロックを必要ところに設置します。

**これならOK!**

障害物が  
なければ  
車イスでも  
通れるよ

2.0mは必要

すれ違いもOKだね

**【歩道上の障害物】**  
通行の支障となる路上駐車や放置自転車、歩道へのはみ出し看板や商品陳列などの迷惑行為をなくすよう、市民の理解と協力を求めています。

**これがバリア!**

邪魔なものばかりで  
通れないよー!

**これがバリア!**

ツルツルで  
あぶないよー!

雪がジャマで  
見通せないよ

**【冬期バリアフリー】**  
除雪・排雪の方法や回数改善、ツルツル路面 対策の検討を進め、商店街などと協力しながら、冬期間の安全な歩行空間の確保に努めます。

**これならOK!**

ちゃんと  
除雪していると  
車イスでも  
通れるよ

ツルツルじゃないから  
安心だね!

雪がなくなって  
スッキリ! これなら  
見えるよ

**これがバリア!**

こんなに  
高さが違うと  
乗れないよ!

**【バス停部】**  
車イス対応型バス(ワンステップバス)への乗り降りしやすいよう歩道の高さを合わせます。

**これならOK!**

これなら  
乗れるわ

バスに乗りやすい  
歩道の高さに

ここでは代表的な取組みについて紹介しています。この他にも、交通バリアフリー法のバリアフリー基準(移動円滑化基準)に基づき、交通環境の改善に必要な取組みを進めています。

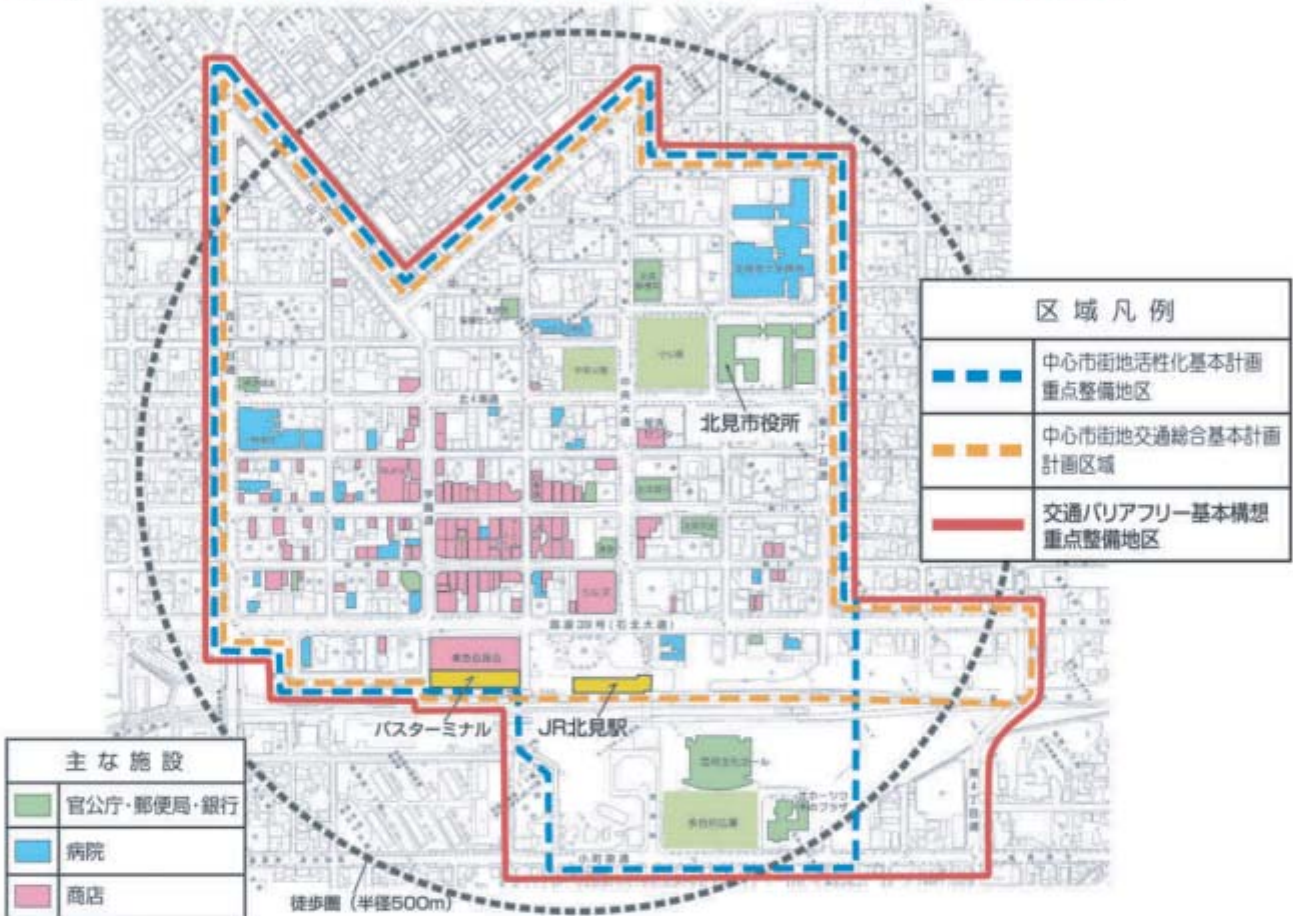
## 重点整備地区

重点整備地区は、交通バリアフリー法において、一定規模の駅などの旅客施設を中心として設定される次の要件に該当する地区と規定されています。

### 重点整備地区の要件

- \* 旅客施設から徒歩で移動できる範囲(500~1,000m程度)
- \* 高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設が存在する地区
- \* 特定旅客施設と上記の施設との間の経路について移動円滑化のための事業が実施されることが必要と認められる地区
- \* 移動円滑化のための事業を総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

本構想では、法の要件を基本とし、北見駅周辺の公共施設、病院等の主な施設が集中する地区において、徒歩で移動できる範囲(概ね半径500m)を設定し、「北見市中心市街地活性化基本計画」及び「北見市中心市街地交通総合基本計画」などの計画区域を考慮し、交通バリアフリー重点整備地区を決定しています。



## 特定経路

特定経路は、交通バリアフリー法において、「特定旅客施設」と「高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」との間の経路と規定されています。

本構想では、北見駅と重点整備地区内の主な施設間を連絡する経路のうち、移動円滑化を図る必要のある主要な経路を特定経路として設定しています。

### 本構想における特定経路設定の考え方

#### 基本要件

- ① 地区内の骨格道路  
(主要幹線、幹線、補助幹線、歩行者系道路)
- ② 歩行者自転車交通量  
1,000(人・台/日)以上
- ③ バス路線
- ④ 上記路線のネットワーク化を図る区間

#### 特定経路

優先的に移動円滑化を図る区間

『優先整備区間』

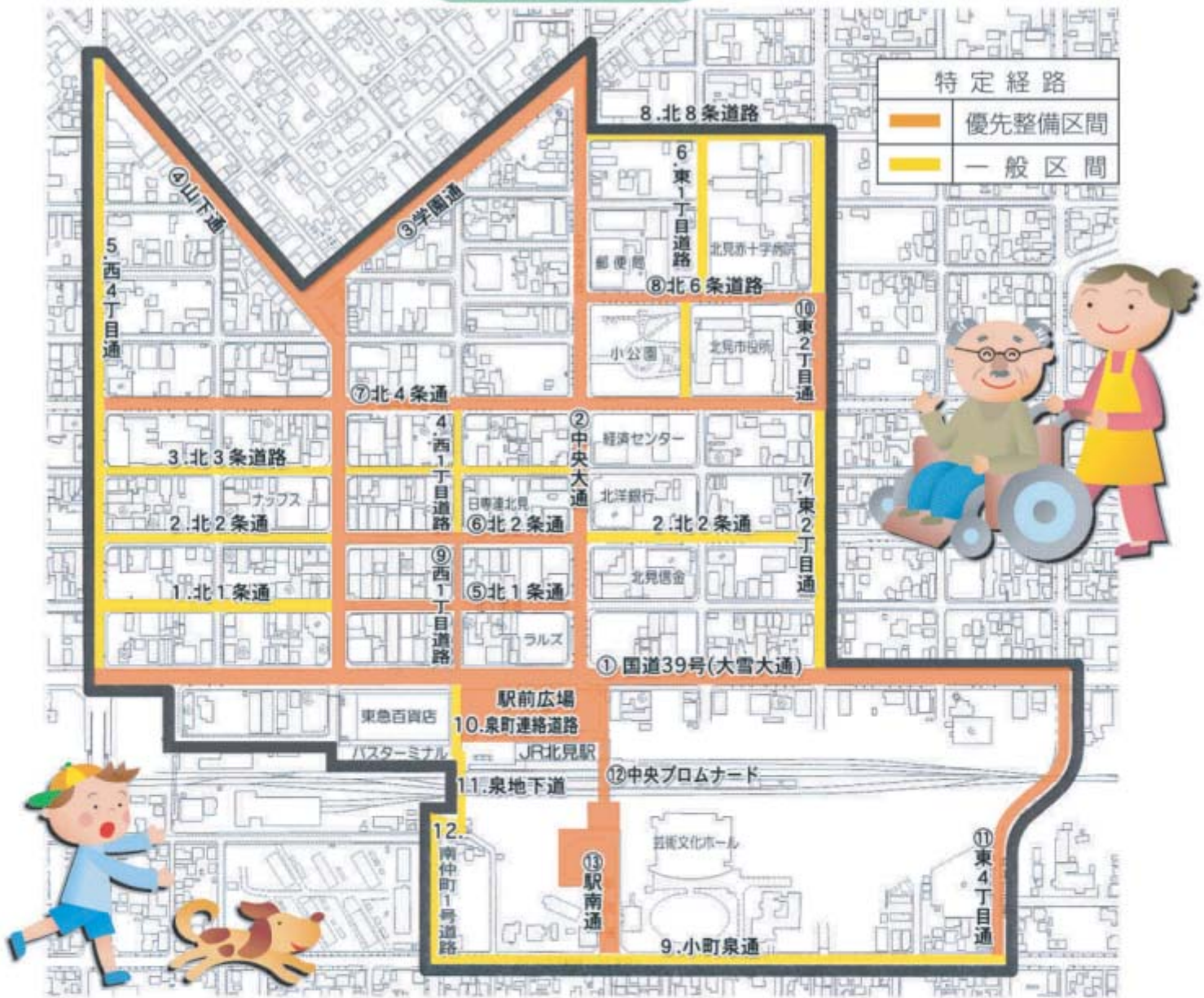
- 2010年を目標 ●

順次移動円滑化に取り組む区間

『一般区間』

- 中長期的な対応 ●

# 特定経路図



特定経路	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span>	優先整備区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	一般区間

## A. 優先整備区間

路線名	区間
① 国道39号	東4丁目通～西4丁目通
② 中央大通	国道39号線～学園通
③ 学園通	国道39号～中央大通
④ 山下通	学園通～西4丁目通
⑤ 北1条通	中央大通～学園通
⑥ 北2条通	中央大通～学園通
⑦ 北4条通	東2丁目通～西4丁目通
⑧ 北6条道路	東2丁目通～西4丁目通
⑨ 西1丁目道路	国道39号～西2条通
⑩ 東2丁目通	北4条通～北6条道路
⑪ 東4丁目通	国道39号～小町泉通
⑫ 中央プロムナード	(全区間)
⑬ 駅南通	( // )
駅前広場	-

## B. 一般区間

路線名	区間
1 北1条通	学園通～西4丁目通
2 北2条通	東2～中央大通、学園通～西4
3 北3条道路	中央大通～西4丁目通
4 西1丁目道路	北2条通～北4条通
5 西4丁目通	国道39号～山下通
6 東1丁目道路	北4条通～北8条道路
7 東2丁目通	国道～北4条、北6条～8条
8 北8条道路	東2丁目通～中央大通
9 小町泉通	東4丁目通～南仲町1号
10 泉町連絡道路	(全区間)
11 泉地下道	( // )
12 南仲町1号道路	( // )

必要性の高いところから順に進めていくのね



特定経路における移動円滑化のための取り組みについては、重点整備地区内の施設配置、歩行者等の移動実態を考慮し、実効性・即効性の高い経路を優先して順次取り進めます。

交通バリアフリーの実現に向けて、

市民一人ひとりの

理解と協力が必要です。



心のバリアフリーが



大切なねえ…

歩道などの施設面でのバリアフリー化が進んでも、  
それを利用する人たちのモラルや使い方によっては、  
せっかくのバリアフリー化が活かされない場合があります。  
路上駐車や放置自転車、歩道へのはみ出し看板や商品陳列といった、  
通行の支障となる迷惑行為をなくすなど、  
利用者である市民一人ひとりが  
バリアフリーに対する意識を高めることが重要です。

お問い合わせ / 北見市都市計画課 TEL 0157-25-1152

関連ホームページ ● 国土交通省バリアフリーのホームページ  
[http://www.milt.go.jp/barrierfree/barrierfree\\_.html](http://www.milt.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html)  
● 交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ  
<http://www.ecomo.or.jp/>